

令和7年度

国営施設応急対策事業母畑地区

北幹線用水路他改修工事

特別仕様書

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

第1章 総則

国営施設応急対策事業母畑地区北幹線水路他改修工事の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、国営施設応急対策事業母畑地区の事業計画に基づき、北幹線水路および南幹線水路の改修を行うものである。

2. 工事場所

福島県石川郡玉川村大字南須釜他地内及び石川町字新屋敷地内

3. 工事概要

本工事は、北幹線水路および南幹線水路における管水路等の補修工事で、その概要は次のとおりである。

(1) 北幹線水路

NO. 18～NO. 47 付近 (L=725.0m) 区間内

内訳

①管水路継手補修工 (φ1800) N=73箇所

②仮設工 1式

(2) 南幹線水路

NO. 297+5.660～NO. 300+10.000 (L=77.690m)

内訳

①管布設替え工 L=70.690m (SL=70.713m)

ダクタイル鋳鉄管 (φ1200、ALW2種) L=69.813m

異種管継手 N=4本

②第11号排泥工電気防食工 1式

③仮設工 1式

4. 工事数量

別紙-1「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工程制限

現場工事着手（排水）は、非かんがい期である11月1日以降とする。

工事着手前に監督職員及び施設管理者と排水時期及び充水開始日を打ち合わせることとする。

管水路継手補修工及び管布設替え工については、令和8年2月25日まで完了するものとする。

なお、これによらない場合は監督職員と協議するものとする。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等89日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

3. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙-5により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている215日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙-5と合わせて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の翌日から令和8年3月10日（工事完了期限日）まで

※ 工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

4. 準拠基準

本工事の施工にあたっては、以下の基準に準拠するものとし、これにより難しい場合には、監督職員と協議するものとする。

名 称	発 行 所	制定年月日
土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 「パイプライン」	社団法人 農業農村工学会	平成21年11月20日

農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル（パイプライン編）（案）	農林水産省農村振興局 整備部設計課施工企画 調整室	平成 29 年 4 月
マクロセル腐食防食指針 (WSP 045-2008)	日本水道鋼管協会	平成 20 年 3 月 14 日
水道用塗覆装鋼管の電気防食指針 (WSP 050-2008)	日本水道鋼管協会	平成 20 年 12 月 5 日
土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 「パイプライン」	社団法人 農業農村工学会	平成 21 年 3 月 31 日

5. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第 1 編 1-1-9 に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

第 4 章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の地質は、砂質土及び軟岩を想定している。

2. 第三者に対する措置

(1) 騒音及び振動対策

騒音、振動対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

(2) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(3) 交通対策（南幹線用水路）

町道 1206 号線において、工事区間は、車両通行止めで考えている。

なお、工事用資・機材の運搬等に使用する公共道路については、他の交通の支障とならないよう留意すると共に、事故防止に努めなければならない。

(4) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

3. 関係機関との調整

本工事において、関係機関との調整が生じた場合は、その調整結果により変更することがある。

4. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第 1 編 1-1-34 及び 3-2-2 に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

第5章 指定仮設

1. 現場内小運搬（北幹線用水路）

管水路継手補修工（区間1-1、進入口1）において、荷下ろし場所から各搬入口及び管内の小運搬は考えているが、その他、現地の状況により運搬が困難な場合は監督職員と協議するものとする。

2. 換気設備

本工事において換気設備設置は計上していないが検知器によりガス・酸素濃度を測定し、作業の基準に満たない場合は監督職員と協議するものとする。

3. 建設発生土受入地

建設発生土受入地は、調査中であり、工事着工までに変更追加するものとする。

4. 工事中道路等

工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。工事中道路は敷鉄板で考えているが、現場条件等により、これ以外の資材を使用する場合は監督職員と協議するものとする。

5. 水替工

南幹線用水路改修施工の際に、現況水路の仮回しとしてポンプでの水替えを行うが、その排水量については以下のとおりで考えている。

$Q_{max}=7m^3/h$ 未満（常時排水）、2箇所

なお、別途仮回し等で行う場合は、監督職員と協議するものとする。

6. 除雪工

除雪は計上していないが、除雪が必要な場合は別途協議するものとする。

なお、除雪対象積雪深は10cm以上とし、除雪を行った場合は、除雪実施状況（積雪深、除雪の範囲、除雪方法等）を監督職員に報告するものとする。

7. 止水バンド予備品

止水バンド予備品（φ1824-300）は、変更追加する予定であり、運搬先は、別途指示するものとする。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別紙-2に示すとおりである。

- (1) 発注者が確保を予定している工事用地等の使用に当たっては、事前に監督職員の立会のうえ、用地境界及び使用条件を確認しなければならない。
- (2) 工事用地等は、別紙-3に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。
- (3) 工事用地等のうち農地の使用に当たっては、使用前及び使用後の標高を確認するものとする。
- (4) 工事用地等の地権者及び周辺地域住民と折衝する場合は、あらかじめ監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないよう十分注意するものとする。
- (5) 工事用道路造成地及び工事用資材の一時仮置地は、発注者が確保している工事用地等内に土木用シートを敷設した後に、造成又は仮置するものとする。

なお、使用後の土木用シートは、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

2. 工事用地等の使用及び返還

- (1) 発注者が確保している工事用地等以外の用地が、受注者の都合により必要となった場合は、受注者の責任により確保するものとするが、借地する場合及び返還する場合は、発注者に報告するものとする。

第7章 工事用電力

工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。

なお、これにより難しい場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、J I S規格品については、産業標準化法（平成30年5月30日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（J I Sマーク表示認証工場）での製造品とする。

(1) 水密ゴム及びSUSバンド

ア φ1800 mm W=300 mm以上

詳細については承諾事項とする。

(2) 基礎砂

ア 山砂 SF 相当品

(3) ダクタイル鋳鉄管

ア JDPA G 1053-2000 (ALW 型ダクタイル鋳鉄管) 呼び径 1200mm、ALW 2 種

(4) 鋼製異形管

ア STW400 特殊継輪 φ1200 ALW×SP

イ STW400 特殊継輪 φ1200 ALW×PC

(5) 流電陽極方式 マグネシウム合金陽極

1) 構造 JIS H6125 MGA-2、IV型、VIII型バックフィル込み

2) 耐用年数 40 年

3) リード線 CV8mm2-1C

(6) 照合電極

1) 構造 亜鉛照合電極、バックフィル入り

2) リード線 CV8mm2-1C

(7) ターミナル

1) 構造 II 型

2) リード線 CV5.5mm2-1C、CV8mm2-1C

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
止水バンド	試験成績書、カタログ、材質証明
ダクタイル鋳鉄管 (ALW)	カタログ、物性試験結果表、試験結果報告書
鋼製異形管	カタログ、試験結果報告書
基礎砂	粒度分析表
碎石類	粒度分布表・試験成績書
再生密粒度アスコン	試験成績書
マグネシウム合金陽極	製作図、試験成績表
亜鉛照合電極	製作図、試験成績表
土木安定シート	カタログ、試験成績表
埋設物表示テープ	カタログ

3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査を受けなければならない。

材 料 名	検査項目	備 考
水密ゴム SUSバンド	外観・形状・寸法	現場搬入時
ダクタイル鋳鉄管 (ALW)	外観・寸法等	現場搬入時 (1 本抽出)
鋼製異形管	外観・寸法等	現場搬入時
マグネシウム合金陽極 亜鉛照合電極	外観・形状・寸法	現場搬入時

4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、輸送費等に要した費用については、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、設計変更の対象とするものとする。

資 材 名	規 格	調達地域等
土砂	山砂（埋め戻し用）	石川町、玉川村
仮設材（敷鉄板）		棚倉町

5. 工事に使用する土砂について

受注者は、工事に使用する土砂を現場に搬入する前に、土砂が採取された箇所の土砂採取に係る関係法令の許認可書の写しを監督職員に提出しなければならない。（採石法第33条による採取計画認可書、砂利採取法第16条による採取計画認可書、森林法第10条の2による林地開発許可書）

第9章 施 工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

(2) 検測又は確認（施工段階確認）

ア 本工事の施工段階においては、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。

イ 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合がありますので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

継手補修工

確認内容	確認時期・頻度 (一般監督)	確認時期・頻度 (重点監督)	備考
設置位置 拡径圧力	初期施工段階で1箇所	各補修箇所	施工後

布設替え

工種	確認内容	確認時期	遠隔対象	備考
掘削	床付け状況 基準高さ	初期床付け、完了時	-	
	地質状況	地質変化時	-	
管水路基礎 (管底、管側部)	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所	-	
管水路	基準高	初期施工段階で1箇所	-	

(3) 舗装切断に伴う排水等の処理

舗装作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないように回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

2. 管水路継手補修工

止水バンド設置工の施工にあつては、平成29年4月農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画室「農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル(パイプライン編)(案)」参考資料①止水バンド工法を参考とする他、留意事項は以下による。

(1) 進入口位置

進入路(入管)位置は、図面(管継目補修平面縦断図)に示すものとする。

(2) 設計条件及び材質

図面に示す標準断面図は参考設計断面であり、工法を指定するものではない。管水路継手補修工の設計条件及び材質は以下のとおりとする。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。

ア 水密ゴム及びSUSバンド材料

(ア) 設計条件

既設管径：φ1800

適用管種：PC管

設計内水圧：0.378～0.666MPa

設計外水圧：0.05MPa以下(土かぶりより推定)

(イ) 止水ゴム

① 止水ゴム材質

JIS K 6353 の材質及びI類A種又は同程度の物性値を有するもの。

② 設計条件性能証明

設計内水圧試験は、最大継手間隔若しくは最大継手偏角を設定した試験設備で実施するものとし、試験設備の口径は指定しないものとする。

設計外水圧試験は、当該口径以上の試験設備で確認するものとする。

(ウ) SUSバンド（固定リング）

① SUSバンド（固定リング）等の材質

材質はステンレス鋼SUS304相当の耐蝕性を有し、溶接加工の溶接焼けは科学的処理により耐蝕性を確保すること。

② SUSバンド（固定リング）の拡張力保持構造

固定リングを油圧ジャッキ等で拡張し、止水ゴムの圧縮状態を無段階で確実に保持し固定する構造とすること。

(3) 事前処理

ア 施工に先立ち水密性を確保するため設置箇所をブラシ等により清掃を行い、施工の支障となる雑物を除去し、平滑面を確保するとともに、既設管の性状や侵入水の状況等、既設管内面やジョイント部分の性状を調査し、その結果を監督職員に報告するものとする。

なお、雑物の除去及び侵入水の処理等が必要になった場合は監督職員と協議するものとする。

イ 管継手補修材等の設置に当たっては、管継手に対して均等に設置されるように事前に設けたマーキングに沿って施工するものとする。

(4) 施工時の管理

設置作業においては、その取扱いに熟練した作業員を配置するとともに、以下の点に留意して施工しなければならない。

ア 材料、施工装置の搬入出及び管内の移動については、既設管にキズや損傷を与えないように注意するものとする。

イ 拡張は、均等に行うものとする。

3. 人孔蓋開閉工

受注者は、落水後排泥工にて排水を行った後、人孔蓋を開放し自然換気を行う。

4. 再生資源等の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資材名	規格	備考
再生クラッシュラン	RC-40	道路復旧工、仮設工
再生粒度調整碎石	RM-40	道路復旧工
再生密粒度アスコン	13F	道路復旧工

5. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受け入れ時間	事業区分
コンクリート	(有)玉川興産	石川郡玉川村大字岩 法寺字高野5	8:30~17:00	再資源化 業者
アスファルト	(有)玉川興産	石川郡玉川村大字岩 法寺字高野5	8:30~17:00	再資源化 業者
廃プラ (土木シート)	(株)サニー・クリ エーション・プラン ニング	須賀川市梓衝薊内10	8:30~17:00	再資源化 業者

6. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方	工 程	作業内容	分別解体の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

法			
---	--	--	--

7. 土工

(1) 表土剥ぎ

耕地の表土の剥ぎ取り厚さは、30cm程度を考えているが、作業開始前に地権者へ剥ぎ取り厚さの確認を行うものとする。

また、表土の仮置きに当たっては、他の土砂が混入しないようにしなければならない。

(2) 掘削

ア 建設発生土は、埋戻し及び盛土に流用するもののほか、全て建設発生土等受入地へ搬出しなければならない。なお、前項で特定汚染土壌に該当する土砂が発生した場合及び建設発生土等受入地への搬出が困難となった場合は、監督職員が別途指示するものとする。

イ 掘削にあたっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。

ウ 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生する恐れが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。

(3) 埋戻し及び盛土

ア 埋戻し及び盛土は、建設発生土及び購入土を使用し一層の仕上り厚さが30cm程度になるようにまき出し、締固め機械により十分に締固めなければならない。

イ 埋戻し及び盛土に現地発生土を使用する場合は、事前に締固め試験を実施し、試験施工結果に基づいて、所要の締固め度となるよう施工しなければならない。また、埋戻し及び盛土に使用する土については、粒度試験、締固め試験、密度試験、含水比試験を行うものとする。なお、購入土を使用した場合においても同様とする。

ウ 管頂から管頂上30cmまでの埋戻しは、一層の仕上がり厚さが30cm程度になるようにまき出し、管に損傷を与えないよう振動コンパクタ等の締固め機械により締固め度85%以上となるよう締固めなければならない。

エ 管頂上30cmから60cmまでの埋戻しは、一層の仕上がり厚さが30cm程度になるようにまき出し、管に損傷を与えないよう1.1t以下の締固め機械により地山程度となるよう締固めなければならない。

8. 基礎工

(1) 管体基礎

ア 基床部及び管側部の締固めは、一層の仕上り厚さが30cm程度になるようまき出し、管に損傷を与えないよう1.1t以下の締固め機械により締固め度85%以上となるよう締固めなければならない。

なお、管側部の締固めは、振動コンパクタ・ランマ等により行うこととするが、これ

らによる締固めが不可能な個所は突き棒等により入念に施工しなければならない。

9. 管布設替え工

(1) ダクタイル鋳鉄管

ア 塗覆装

内面の塗覆装はシリカエポキシ樹脂塗装とする。

(ア) 接合部品

管の接合に用いる接合部品は、JIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）の附属書（ダクタイル鋳鉄管用接合部品）による。

(イ) 鋼製異形管

既設管と接続する異形管については図面に示すとおりである。

10. 電気防食工

(1) マグネシウム合金陽極及び照合電極を設置する際には、防食効果範囲を確認の上、図面に示す所定の位置へ据え付けることとする。据付後に良質土を用いて周囲を充填し、マグネシウム合金陽極及び照合電極周辺に空隙が生じないように十分に締固めを行わなければならない。

(2) 既設管へのターミナル設置にあたっては、既設管の管材を損傷しないよう丁寧に塗覆装を除去し管材に溶接しなければならない。

(3) 電線等は、負荷等に対して適正な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないように、また、強い張力などを与えないよう慎重に入線及び配線を行わなければならない。

また、端末には適当な大きさの端末処理材及び接続端子等を設け、色分け線、名札等により判別可能な状態で配線するものとする。

(4) 電線等を地中埋設する場合は、その位置が明確になるよう埋設表示テープを敷設しなければならない。また、埋戻しは発生土を用いるものとし、不足する場合は建設発生土受入地より運搬するものとする。

(5) 防食設備設置工完成時には通電調整、発生電流測定、電位測定等を行い効果が発揮していることを確認のうえ、完成報告書の作成を行うものとする。

(6) 防食設備設置にあたり、漏水が確認された場合は、速やかに監督職員と断水等の処置及びその対策について協議することとする。

11. 耕地復旧工

発注者が用意した借地範囲（工事箇所及び進入道路）を使用するにあたって、使用範囲を明確にし、現況（施工前）の状態を確認した上で使用するものとする。工事終了後は、掘削箇所の基盤復旧後に表土の埋戻しを行い、表土埋戻し箇所をロータリーテレー等で耕起し、施工前の状態に戻すものとする。

12. 撤去・復旧工

用水路の改修にあたり、支障物（水路及びネットフェンス）を事前に撤去し、用水路改修後、復旧を行うものとする。

復旧にあたっては、撤去材を再利用することから、損傷が生じないように慎重に撤去し、撤去後は受注者の責において適切に管理しなければならない。

なお、現地確認及び取り外しの結果、再利用できない場合は、監督職員と協議するものとする。

13. 幹線用水路排水工

受注者は令和7年11月1日以降、速やかに幹線用水路の排水作業を行うものとする。

排水作業に当たっては排水先の水路の溢水に十分注意し作業を行うものとする。

(1) 排水作業

排水作業については、以下の内容で考えている。

ア 千五沢ダム取水塔のゲート操作は施設管理者が行うものとし、受注者はゲートの全閉を確認する。

イ 北幹線用水路の第1号、第2号排泥弁を開け排水作業を行う。

ウ 南幹線用水路の第11号排泥弁を開け排水作業を行う。

14. 幹線用水路充水工

令和7年11月1日から令和8年3月31日までの千五沢ダムの最大取水量は0.082m³/sとなっており、これを超えての取水は不可能である。

充水開始は令和8年2月25日、充水完了は令和8年3月2日で考えているが、これによらない場合は監督職員と協議するものとする。

なお、充水完了の判断については、監督職員と打ち合わせるものとする。

(1) 充水作業

ア 各施設の排泥弁及び南北調整池分水ゲート、幹線用水路の主弁、分水弁が全閉となっていることを確認し、ダム管理者が取水塔ゲートを調整しながら、受注者が導水トンネル及び南北調整池に用水が充水したことを確認する。

イ 南北調整池が満水となったら、南北調整池の分水ゲートを開け用水を充水していく。この際に支線の充水も行っていく。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札説明書による。

2. 施工管理

本工事の出来形管理は以下のとおりとする。

(1) 出来形管理

直接測定による出来形管理は以下のとおりとする。

ただし、工法により下表によりがたい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

ア 継手補修工（止水バンド工法）

項目	管理基準値及び規格値	測定基準
外観	・ 欠陥等の以上箇所が無いこと ・ 所定の位置に設置されていること	全施工箇所について目視により外観検査を行う。
ゴムの仕上がり厚さ	各施工箇所、1箇所4点（上下左右）の全てが所定の高さ以下であること。	各施工箇所 1箇所4点（上下左右）を測定する。
固定時の締め付け力	所定の締め付け力の範囲であること	全施工箇所について締め付け治具による締め付け金具の締め付け力を測定する。

(2) 撮影記録による出来形管理

ア 管継手補修工（止水バンド工法）

	撮影基準	撮影箇所	撮影方法	備考
材料、品質等	施工前の使用材料の保管状況	適宜	1. 撮影箇所の確認、寸法が判定できるように工夫する。 2. 撮影箇所には次の事項を記入した黒板を用意し、整理説明の便となるよう工夫する。	
	施工前の使用材料の確認状況（ロット番号等）	適宜		
事前処理工	管内洗浄状況	区間毎上下流に1箇所	①工事名 ②工種及び種別 ③作業内容 ④測点 ⑤設計数量・寸法 ⑥実測数量・寸法 ⑦略図	施工前 施工後
	酸素、有害ガス測定状況	区間毎上下流に1箇所		3. 写真はカラー撮影とする。なお写真ファイルの記

			録形式は JPEG 形式とし、有効画素数は、黒板の文字が確認出来ることを指標とする。	
止水バンド設置工	止水バンドの設置状況	区間毎上下流 1 箇所 ・着手前の表面の状況 ・段差、隙間、管ズレ、屈曲等 ・ゴム圧縮厚さ、仕上がり状況等	上記と同一 対象箇所の状況が判読可能な方法（例：スケール目盛り等で対比する）	施工前 施工後
	施工中の状況	区間毎上下流 1 箇所 ・据え付け状況、使用機械、拡張時のジャッキ圧力、固定ボルトの締め付け力等		施工中

(3) 品質管理

ア 電気防食工

工種	項目	規格値(参考)	測定基準
陽極質量、寸法	質量	±5%以内	各型全製品
	寸法	±5%以内	各型全製品
管対地電位測定	電位	-600mV 以下又は自然電位からの電位変化量が一侧に 300mV 以上	対策箇所全箇所
通電陽極電流測定	電流	下記計算式による	対策箇所全箇所

$$\text{通電陽極電流許容値(A)} = \frac{\text{Mg 陽極の総質量(kg)}}{\text{陽極消耗率(8kg/A}\cdot\text{y)} \times \text{設計寿命(40y)}}$$

(4) 施工管理の留意事項

既設構造物取壊し工における写真管理については、既設構造物の撤去前から撤去後までの撤去作業の状況が一連で分かるよう写真管理を工夫するものとし、次の写真管理フローを参考に撮影記録するものとする。

ア 現況整理として、撤去対象物の概要を撮影記録する。

イ 掘削中及び掘削後の構造物の把握として、撤去対象物の詳細数量確認状況を撮影記録する。

ウ 撤去作業状況の整理として、一連の撤去作業状況を撮影記録する。

エ 完全撤去状況の整理として、完全に撤去除去された状況が確認出来るよう撮影記録する。

オ 復旧・完了後の整理として、撤去範囲における復旧完了状況を撮影記録する。

(5) 工事現場等における遠隔確認について

ア 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。

イ 遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。

ウ 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teams である。

エ 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければな

らない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL (https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第11章 情報化施工技術の活用について

1. 適用

本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」(農林水産省農村振興局整備部設計課)に基づき、受注者の発議により、下表の適用工種に係る起工測量、設計図書の精査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」(受注者希望型)である。

情報化施工技術	適用工種
1 TS 等光波方式出来形管理技術	土工(掘削)
2 TS(ノンプリズム方式)出来形管理技術	土工(掘削)
3 UAV 空中写真測量出来形管理技術	土工(掘削)
4 TLS 出来形管理技術	土工(掘削)
5 UAV レーザー出来形管理技術	土工(掘削)
6 地上移動体搭載型LS 出来形管理技術	土工(掘削)

7 RTK-GNSS 出来形管理技術	土工（掘削）
8 ICT 建設機械施工技術	土工（掘削）

2. 協議・報告

受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合に情報化施工技術活用工事を行うことができるものとする。情報化施工技術活用工事を行う場合は、次の3. ～ 7. によるものとする。

なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨監督職員に報告するものとする。

3. 施工計画

受注者は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

4. 情報化施工技術に係る貸与資料

基本設計データの作成のために必要な貸与資料は、下表のとおりである。この他に必要な資料がある場合には、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。

なお、貸与を受けた資料については、工事完成までに監督職員へ返却しなければならない。

貸与資料	備考
1 令和3年度 南幹線用水路調査測量設計業務	
2 図面のCAD データ	

5. 確認及び検査

受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用TS等光波方式等を準備しなければならない。

6. 電子納品

受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき、提出しなければならない。

7. 情報化施工技術活用工事の費用

(1) 情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」により計上することとする。

(2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛や経費等の見積書提出に協力しなければならない。

また、発注者の指示により歩掛調査を実施する場合には協力しなければならない。

第12章 天災その他不可抗力

天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第30条によるものとする。

第13章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりであるが、両者協議のうえ軽微と認めた事項については、変更しないことがある。

1. 監督職員が歩掛調査等を指示した場合。また、歩掛調査の結果、積算と著しい差異が生じた場合。
2. 交通誘導警備員が追加となった場合
3. 関係機関等との協議により変更が生じた場合
4. 第三者との協議結果により変更が生じた場合
5. 想定外の漏水が確認され、その対策の必要が生じた場合
6. 補修数量に変更が生じた場合
7. 産業廃棄物処理が必要となった場合
8. 換気設備工が必要となった場合
9. 除雪が必要となった場合
10. 異常な出水等確認された場合
11. 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現
12. 遠隔確認を行う場合（遠隔確認を行う工事以外の場合）
13. 設計変更等

受注者は、設計変更が生じ、設計変更に必要な測量、数量計算及び図面作成等を監督職員から指示された場合は、これに応ずるものとする。なお、その経費については、別途協議の上、設計変更時に計上する。

14. その他両者協議のうえ必要と認めた事項
15. 施工及び仮設工で変更及び追加が生じた場合
16. 復旧の変更が生じた場合
17. 水替えの変更が生じた場合

第14章 施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事

1. 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、下表の工事箇所ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。

地区	工事箇所
地区1	北幹線用水路
地区2	南幹線用水路

2. 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、工事箇所ごとに設定する。一般管理費等及び設計技術費については、工事箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出する。

第15章 その他

1. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。

(2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

2. 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

ア VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

イ ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

(ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

(イ) 工事請負契約書第 18 条(条件変更等)に基づき条件変更が確認された後の提案

(ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

ア 受注者は、(2)の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書(共通仕様書 様式 6-1~4)に記載し、発注者に提出しなければならない。

(ア) 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由

(イ) VE 提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)

(ウ) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(オ) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項

(カ) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項

イ 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

ウ 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

エ VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE提案の適否等

ア 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

イ また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

ウ VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

エ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2(設計図書の変更に係る受注者の提案)の規定に基づくものとする。

オ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条(請負代金額の変更方法等)の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

カ 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額(以下、「VE管理費」という。)を削減しないものとする。

キ VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

ク 発注者は、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条(請負代金額の変更方法等)第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。

VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合の前記カのVE管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由(不可抗力、予測不可能な事由等)により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE提案書の使用

発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、その内容を無

償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

3. 電子納品

工事完成図書を共通仕様書第 1 編 1 - 1 - 3 7 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体 (CD-R、DVD-R 又は BD-R) 正副 2 部

4. 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間 (現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間) については、発注者と受注者の間で書面により明確した場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し (発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日 (例: 「完成通知書」等における日付) とする。

5. ワンデーレスポンスに関する事項

「ワンデーレスポンス」とは監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。

ただし、原則として閉庁日を除く。

6. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」(農水省 WEB サイト) を十分に理解の上、対応するものとする。

- (1) 工事円滑化会議 (施工条件確認会議)

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続や工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事務所長、次長、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記（１）、（２）、（３）及び（４）の会議に必要なに応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 工事関係書類様式（様式-42））を記録し、相互に確認するものとする。

7. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \ast$$

※ 補正係数: 1.2

8. 現場環境の改善の試行

(1) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境(トイレ・更衣室)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別トイレを基本とし、(2)ア(ア)～(カ)の設備・機能を満たすものとする。

(2) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境(快適トイレ)の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

ア 内容

受注者は、現場に以下の(ア)～(サ)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、(シ)～(チ)については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

(ア) 洋式(洋風)便器

(イ) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)

(ウ) 臭い逆流防止機能

(エ) 容易に開かない施錠機能

- (オ) 照明設備
- (カ) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (キ) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (ク) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (ケ) サニタリーボックス
- (コ) 鏡と手洗器
- (サ) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (シ) 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- (ス) 擬音装置（機能を含む）
- (セ) 着替え台
- (ソ) 臭気対策機能の多重化
- (タ) 室内温度の調整が可能な設備
- (チ) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

イ 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記アの内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(ア)～(カ)及び【付属品として備えるもの】(キ)～(チ)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

ウ 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

9. 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下の表に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を督監職員に提出する

ものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	ア 用水・電力等の供給設備 イ 緑化・花壇 ウ ライトアップ施設 エ 見学路及び椅子の設置 オ 昇降設備の充実 カ 環境負荷の低減
営繕関係	ア 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） イ 労働宿舍の快適化 ウ デザインボックス（交通誘導警備員待機室） エ 現場休憩所の快適化 オ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	ア 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） イ 盗難防止対策（警報器等） ウ 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	ア 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） イ 完成予想図 ウ 工法説明図 エ 工事工程表 オ デザイン工事看板（各工事PR看板含む） カ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） キ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ク パンフレット・工法説明ビデオ ケ 社会貢献

10. 週休2日による施工

- (1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。
- (2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能

とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

ア 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

ウ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

ア 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

イ 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

ウ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

エ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記2)の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

オ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

ア 補正係数

	週単位の週休2日 [現場閉所1週間に2日以上]	月単位の週休2日 [現場閉所率28.5%(8日/28日) 以上]
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

イ 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じてい

る。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき清算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記1)に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

11. 週休2日制の促進

本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

12. 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更

(1) 本工事は、「共通仮設費のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）等については、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）に基づき算出した費用に「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」（被災地補正）に基づく補正係数を乗じて計上しているが、被災三県における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

(3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（別紙-4，様式1）（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。

(4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（別紙-4，様式2）（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4) の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

13. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

14. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
運搬費：建設機械の運搬費
準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳

書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

15. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

16. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。
- (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点評価する。ただし工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。

[事業（務） 所長]

【被災農林漁家の就労機会の確保】

- 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。
- 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。
- 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

第16章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工事数量表（北幹線用水路）

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
1. 管継手補修工				
(1) 止水バンド工				
止水バンド工（区間1-1）	φ 1800	箇所	3.000	
止水バンド工（区間1-2）	φ 1800	箇所	70.000	
既設止水バンド撤去搬出（区間1-2）		箇所	8.000	
管内洗浄工		箇所	73.000	
(2) 付帯工				
人孔蓋開閉工	排泥工, φ 600	箇所	2.000	
人孔蓋パッキン	φ 600		1.000	
小運搬工	人力, 進入口1	式	1.000	
2. 仮設工				
(1) 排水工・充水工				
排水工	1号排泥工	式	1.000	
排水工	2号排泥工	式	1.000	
充水工	北幹線始点～2号排気工区 間	式	1.000	
3. その他				

工事数量表（南幹線用水路）

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
1. 土工				
(1)作業土工				
床掘り	【C1】	m ³	860	
整形工	【CL2】	m ²	386.000	
埋戻	構造物周辺 (R1)	m ³	68	
埋戻	B<1.0m (R2)	m ³	20	
埋戻	1.0m≦B<2.5m (R3)	m ³	14	
埋戻	2.5m≦B<4.0m (R4)	m ³	279	
埋戻	B≧4.0m (R5)	m ³	298	
2. 管体基礎工				
(1)砂基礎工				
基面整正		m ²	150	
法面整形		m ²	240	
砂基礎	山砂 (SF相当品以上)	m ³	47	
砂基礎	山砂 (SF相当品以上)	m ³	148	
3. 管体工				
(1)ダクタイル鋳鉄管布設工				
ダクタイル鋳鉄管布設	φ1200×6m, ALW2種	本	10.000	
ダクタイル鋳鉄管 (短管、布設のみ)	φ1200, ALW2種	本	3.000	
ダクタイル鋳鉄管 (短管用、材料のみ)	φ1200×6m, ALW2種	本	2.000	
ダクタイル鋳鉄管切断		箇所	3.000	
既設鋼管切断		m	7.600	
現場溶接		箇所	3.000	
異種管継手布設	ALW形 φ1200×SP φ1200	本	3.000	

工事数量表（南幹線用水路）

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
異種管継手布設	ALW形 φ 1200×PC φ 1200	本	1.000	
埋設表示シート		m	70.700	
4. 耕地復旧工				
（1）水田復旧工				
表土掘削・埋戻		m ²	246.00	
5. 撤去・復旧工				
（1）既設管撤去				
既設管撤去	PC管 φ 1200	m	70.700	
コンクリート殻処理		m ³	27.300	
（2）コンクリート水路撤去・復旧				
コンクリート水路撤去・復旧	BF-300	m	12.000	
コンクリート水路撤去・復旧	U-600	m	9.000	
コンクリート水路撤去・復旧	U-900	m	6.000	
HP管撤去・復旧	HP φ 600	m	7.300	
コンクリート柵撤去・復旧		基	1.000	
（3）ネットフェンス撤去・復旧工				
ネットフェンス撤去		m	25.400	
ネットフェンス復旧		m	25.400	
（4）As舗装撤去・復旧工				
As舗装撤去		式	1.000	
As舗装復旧工		式	1.000	
（5）Co舗装撤去・復旧工				
Co舗装撤去		式	1.000	
Co舗装復旧工		式	1.000	

工事数量表（南幹線用水路）

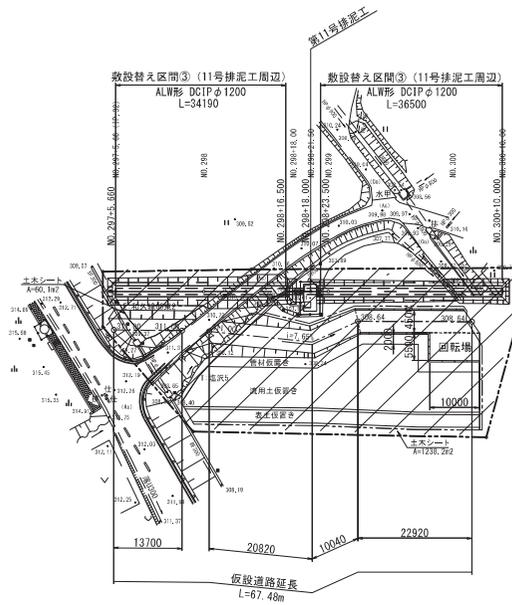
工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
6. 第11号排泥工電気防食工				
(1)第11号排泥工電気防食工				
陽極設置	マグネシウム合金陽極Ⅳ型	箇所	2.000	
陽極設置	マグネシウム合金陽極Ⅷ型	箇所	3.000	
亜鉛照合電極設置	φ40×250, ケーブル5m付	箇所	1.000	
亜鉛照合電極設置	φ40×250, ケーブル10m付	箇所	1.000	
ターミナル設置	Ⅱ型, ケーブル5m付	箇所	1.000	
ターミナル設置	Ⅱ型, ケーブル10m付	箇所	1.000	
ターミナルボックス設置		箇所	2.000	
陽極リード線設置	CV8mm2-1C	m	37.700	
陽極リード線設置	CV5.5mm2-1C	m	8.800	
ケーブル保護管設置	FEP30	m	32.900	
埋設表示テープ設置	幅150mm, シングル	m	8.300	
塗覆装工	合成ゴムシート	m ²	4.600	
7. 仮設工				
(1)仮設道路工				
安定シート	0.18mm～0.25mm	m ²	1,122	
工事用道路設置		m ³	406.000	
敷鉄板設置撤去		m ²	246.200	
(2)水替工				
水替工		式	1.000	
(3)排水工・充水工				
排水工（11号排泥工）		式	1.000	
充水工（11号排泥関係）		式	1.000	

工事数量表（南幹線用水路）

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
8. その他				
(1)運搬費				
共通仮設（積上げ）				
運搬費				
敷鉄板輸送費		ton	42.500	
(2)技術管理費				
共通仮設（積上げ）				
技術管理費				
完成測定		施設	1.000	
完成報告書作成		施設	1.000	

工事用地図
(南幹線用水路 11号排泥工周辺)

平面図
S=1:500



工事名	令和7年度 国営施設応急対策事業母体地区 北幹線用水路修繕工事		
図面名	工事用地図		
年月日			
縮尺	S=1:500	図面番号	参考
会社名			
事務所名	東北農政局 阿武隈土地改良課管理事務所		

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権限を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3 工事の請負者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- (1) 仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。
ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- (2) 仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の請負者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- (3) 仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- (4) 仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- (5) 仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。
特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。
また、農地の場合にあつては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、請負者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

実績変更対象費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮 設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送含む）をするために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小 計			
現場管 理費	労務管 理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給	
	小 計			
合 計				

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差 額
共 通 仮 設 費	営 繕 費	借上費	現場事務所、試験室、 労働者宿舎、倉庫、材 料保管場所等の敷地 借上げに要した地代 及び建物を建築する 代わりに貸しビル、 マンション、民家等 を長期借上げした場 合に要した費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテ ル等に宿泊した場合 に要した費用			
		労働者 送迎費	労働者をマイクロバ ス等で日々当該現場 に送迎輸送（水上輸 送含む）をするため に要した費用（運転 手賃金、車両損料、燃 料費等含む）			
	小 計					
現 場 管 理 費	労 務 管 理 費	募集及 び解散 に要す る費用	労働者の赴任手当、 労働者の帰省旅費、 労働者の帰省手当			
		賃金以 外の食 事、通 勤等に 要する 費用	労働者の食事補助、 交通費の支給			
	小 計					
合 計						

工期通知書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
東北農政局長
菅家 秀人 様

住所
称号又は名称
氏名 (押印 不要)

次のとおり工期を定めたので通知します。

工事名	北幹線用水路他改修工事
工事場所	福島県石川郡玉川村大字南須釜他地内及び石川町字新屋敷地内
契約予定年月日	令和 年 月 日
工事の始期	令和 年 月 日
工期	工事の始期から (日間) 令和 年 月 日まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

令和7年度 国営施設応急対策事業母畑地区

北幹線用水路他改修工事

図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	枚 数	摘 要
1	位置図	1	
2 - 1 / 6	管継目補修平面縦断図 (1/6)	1	北幹線用水路
2 - 2 / 6	管継目補修平面縦断図 (2/6)	1	〃
2 - 3 / 6	管継目補修平面縦断図 (3/6)	1	〃
2 - 4 / 6	管継目補修平面縦断図 (4/6)	1	〃
2 - 5 / 6	管継目補修平面縦断図 (5/6)	1	〃
2 - 6 / 6	管継目補修平面縦断図 (6/6)	1	〃
3	管継目補修標準断面図	1	〃
4	管布設替え平面図	1	南幹線用水路
5	管布設替え縦断図	1	〃
6 - 1 / 2	管布設替え横断図 (1/2)	1	〃
6 - 2 / 2	管布設替え横断図 (2/2)	1	〃
7	管布設替え管割図	1	〃
8	管布設替え撤去・復旧図	1	〃
9	管布設替え仮設図	1	〃
10	11号排泥工電気防食工計画図	1	〃
	合 計	16	